

## 令和8年度 大阪市障がい児等療育支援事業仕様書

## 1 事業概要

## (1) 趣旨

この事業は、在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児、精神障がい児及び発達障がい児(広汎性発達障がい、注意欠陥・多動性障がい、学習障がい等)(以下「障がい児(者)」という。)の地域における生活を支えるため、障がい児施設の有する機能及び地域の療育資源を活用するなどして、障がい児(者)ならびに保護者の障がい受容を進めていくなど、早期から身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図り、将来的に青年・成人期での自立性や生活の質を高めるなど、障がい児(者)の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (2) 事業の対象者

大阪市内に居住する、在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児、精神障がい児、発達障がい児およびその保護者で、障がい受容が進んでいないなどの理由で障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の法定給付事業を受けられないか、他の事業では対応が困難な者を対象とする。

## 2 事業内容

本事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

## (1) 訪問による療育指導

実施施設は、相談・指導を担当する専門職員等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師、看護師、保育士等)で構成された「相談・指導班」を設置し、訪問を希望する障がい児(者)の居宅等を定期的もしくは随時訪問し、障がい児(者)及びその保護者に対して、各種の相談・指導を行うことで、障がい児(者)ならびにその保護者の障がい受容を進め、法定給付事業など適切な社会資源へつなげる。

## (2) 外来による専門的な療育相談・指導

実施施設は、施設内において外来の方法により、在宅障がい児(者)及びその保護者に対して、各種の相談・指導を行う。障がい児(者)に対しては、導入的な支援として施設内にて個別・集団療育を実施、保護者に対しては専門的な療育相談・カウンセリングにより、障がい受容を進め、法定給付事業など適切な社会資源へつなげる。

また、医療的なケアを含めた支援が必要なケースについては、専門職員(医師、看護師)による、各種の相談・指導を行うこと。

※上記2(1)訪問及び(2)外来によるものについては、利用を希望し必要と認められるものから「障がい児等療育支援事業利用申込書」を受理し、利用者名簿を作成する。

### (3) 施設職員への指導（研修会の開催）

実施施設は、障がい児の通う施設等（児童発達支援事業所、保育所、幼稚園等）の職員に対し、研修会等の形態にて、障がいの特性に応じた支援の方法や障がい児の療育に関する療育技術の指導を行う。

※特定の障がい児についての対応（ケース検討）を行う場合は、（1）の訪問による療育指導にて件数計上を行う。

### 3 履行場所

大阪市より本業務を委託された各法人が運営する障がい児(者)施設のほか本市が必要と認める場所

### 4 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 5 経費負担区分

受注者が履行場所において他の事業を併せて実施する場合は、他の事業の実施にかかる経費は受注者が全額負担する。なお、受注者は本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分し、会計に関する帳簿及び利用者に関する記録を整備しておかなければならない。

### 6 委託料

本事業にかかる委託料については、次の療育メニューごとに定める単価にそれぞれ実施機関ごとの実績件数を乗じて得られた金額とし、予算の範囲内で支払うものとする。

委託料の支払いは3か月ごとに確定した実績の報告により、その翌月に行うものとする。

#### 【項目別委託料単価】

療育メニュー	単価（税込）	
訪問療育・指導	1回あたり	金6,895円
外来療育・指導	1回あたり	金2,648円
外来療育・指導（医療的ケアを伴う）	1回あたり	金5,143円
施設職員指導	1回あたり	金17,305円

### 7 提出書類

「事業実施計画書」（別途、発注者が定める期限までに提出）

「実施状況報告書」及び「実施状況内訳書」（事業実施月の翌月10日期限）

「事業実績報告書」（事業完了後の翌月20日までに提出）

「事業実施計画書変更届」等（隨時、必要に応じて提出）

## 8 留意事項

- (1) 上記2 (1)～(3)の事業については、必要となる療育資源を、専門職員の雇上げ等の方法により確保することによって実施すること。
- (2) 受注者は、地域の障がい者基幹相談支援センターや指定障がい児相談支援事業所等の社会資源と連携を図り、相談者等にとって利用しやすく、障がい受容後の必要な支援が効果的に受けられるような体制づくりに協力すること。
- (3) 個人情報の保護の観点から、次の事項を遵守すること。
  - ①利用者及び利用者家族等のプライバシーの尊重に留意すること。
  - ②業務目的の範囲内で、個人情報を関係機関と共有する場合には、あらかじめ書面により利用者から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の同意を得ること。
  - ③同一法人内であっても、個人情報が他の職員に自由に閲覧できないよう適切に管理すること。
  - ④個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本市の定める大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第5号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する規則（令和5年規則第36号）等の関係法令（ガイドラインを含む。）を遵守して、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。
- (4) 受注者は、本事業に従事する者に対して、上記(3)を遵守させなければならない。
- (5) 本市等が実施する研修会等へ積極的に参加することにより、本事業に従事する職員の資質向上に努めること。また、本事業に従事する者が基本的人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、適切な研修を受講させること。
- (6) 苦情解決にあたっては対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。
- (7) 本事業の実施にあたって作成した相談記録、利用者名簿、会計帳簿等、その他必要な帳簿類を作成、整備し、事業実施年度終了後5年以上保存すること。

## 9 その他

- (1) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）を遵守すること（別紙特記仕様書添付）。
- (2) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）を遵守すること（別紙特記仕様書添付）。
- (3) 再委託に関する項目
  - ①業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
    - (ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
    - (イ) 「2 事業内容」に係る業務
  - ②受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
  - ③受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。  
なお、元請の契約金額が1,000万円を超える一部を再委託しているものについては、再

委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

⑤受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### （4）障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。